農 場 協 会 あ ら ま し

本協会は、　「全国高等学校農場協会」（全高農） 　の２つの組織を総称し

　　　　 　「公益財団法人全国学校農場協会」（公財全農） 　　　　「農場協会」という

全国高等学校農場協会

<設立目的>　 （１）農業教育振興への建議

（２）教職員の待遇改善

　　　　　・　農業関係高校が抱える農場施設・設備の拡充や整備

* 農業教員の定数や産業教育手当をはじめとする各種手当の改善

これらを、全国の会員から意見を集約し要望書にまとめ各関係機関へ提言

<活動組織>　 （１）「総務局」　　全国大会、支部大会の企画・運営

　　　　　　（２）「振興局」　　農業教育振興に必要な実態調査と要望書作成

　　　　　　（３）「広報局」　　農業教育新聞・研究集録発行、各種事業の記録

<主な事業>　 （１）全国大会（６月）開催

　　　　　　（２）支部大会支援

　　　　　　（３）要望書の作成・配付

（４）新聞発行（年４回）　等

※　要望書は、会員が関係機関に提出。必要に応じ、事務局が説明・交渉・要請を実施

公益財団法人全国学校農場協会

<設立目的>　 （１）農業教員の人材育成

　　　　　　（２）国民に対し、農業及び農業教育の普及・啓発

　　　　　　　・内閣府の所管の下、主に文部科学省、農林水産省の支援対象となる事業を実施

　　[前　身]　財団法人全国学校農場協会（昭和５１年５月設立）は文部省認定第１号の研究団体である

<活動組織>　 （１）「総務局」　　広報・事業の計画・実施

　　　　　　　　　　　　 　　　各種コンテスト（フォト、エッセイ等）、シンポジウム

講演・講義（全国大会、研究協議会等）

　　　　　　（２）「研究局」　　農業教育に関する各種調査、教育課程研究活動（４部門）

研修活動、各種調査（進学、学校特色化）

補助教材刊行（農業学習ノート、実習手帳）

<主な事業>　 （１）実験実習講習、教員免許状講習、実習助手免許法認定講習（文部科学省）

　　　　　　（２）農業女子フォーラム（農林水産省）

　　　　　　（３）要望書の作成・配付

（４）農業教育研究協議会（12月）開催

（５）農業教育功労者表彰

　〔公益財団法人の特典〕

（１）公益法人は高い信頼性を持つ

・事業を実施する場合、省庁や各種団体からの助成金を受けやすい

　　　・信頼性の高い団体であると認定されているため、各種申請手続きが簡略化されている

　　　・法人へ寄付をする場合、寄付者は税金控除を受けることができる（一定額以上）

　（２）団体が不動産を持つことができる

　　　・不動産は、個人名で所有するものであるが団体名で所有できる

農場協会会館　　農場協会会館は「公益財団法人全国学校農場協会」が所有

<所有経緯>　□昭和46年　第19回全国大会総会で会館建設議案が発議され全会一致で可決

（同　　年） 用地買収、建設工事開始、昭和47年に竣工

<建設経費>　会員の拠出金で建設

　　　　　　・昭和45年　要請活動の成果で、産業教育手当７％が10％に引き上げ決定

　　　　　　　全会員が引き上げ分３％を３か月分拠出し用地買収・建設資金とした

要請活動の成果　　全高農は設立当初より要請活動を続けている

（１）農場協会結成と産業教育振興法成立について

□昭和２３年(1948)新制高校が誕生したが、実験実習に必要な施設・設備が不足

□昭和２４年(1949)「関東地区農場主任協会」を結成し要請活動を実施（主催者：日浦 晃 氏）

【要請内容】①農場経理の改善、②農業教員の定数確保、③農業教員の待遇改善

〔国会・文部省・人事院へ要請活動（年間200日以上）〕

□昭和２６年(1951) 議員立法により「産業教育法案」が提出されるが、３つの要望が削除され

　　　　　　　　　　 「産業教育振興法」として可決

□昭和２７年(1952)「全国高等学校農場協会」を結成し、「産業教育振興法」の改正を要求

（同　　　　　年） 「産業教育振興法」改正

（２）産業教育手当の支給獲得

□昭和31年(1956)給与法による待遇改善策として調整額10％支給を要請

□昭和32年(1957)議員立法で「産業教育手当法案」が提出され、「産業教育手当法」が公布

【公布内容】①７％支給、②支給は教諭（沖縄県を除く）、③定通手当との併給制限

〔この決定を不服とし10％支給・支給制限解除に向け要請活動継続〕

□昭和33年(1958)経験年数６年以上の実習助手への支給が決定

□昭和35年(1960)定時制通信制手当との併給制限解除が決定

（同　　　　　年）実習助手の経験年数６年を３年に短縮が決定

□昭和42年(1967)実習助手の経験年数３年の撤廃。沖縄県の農業教員への手当支給が決定

□昭和45年(1970)農業・水産教員のみ３％増額が決定し、全日制10％、定時制６％となる

□平成15年(2003)「国立大学法人法」の施行により、産業教育手当が法人に移譲

　　　　　　　　　　地方自治法204条に規定され、地方自治体が独自に給することとなった

【現　　状】現在も「産業教育手当」について国会要請を継続

1. 継続的な支給の確保、②10％支給を国から都道府県へ指導要請

（３）教育職員給与特別措置法〔昭和46年(1971)〕に基づく調整額の支給獲得

　　　（給与の教職調整額４％を支給する代わりに超過勤務手当を原則支給しない法案）

　　　産業教育手当は、超過勤務手当の要素があるとして、産業教育手当受給者は除外とされたが、本協会の説明により支給対象となる

（４）教育職員の給与等に関する特別処置法〔昭和50年(1975)〕に基づく手当の支給獲得

　　　（人材確保法第2次勧告として、俸給表３％、特別手当４％を支給する法案）

産業教育手当受給者は除外対象を要請活動により、特別手当４分の３（実質３％）、

宿日直手当は、農業に限り増額が決定され、現在に至っている

（５）標準実験実習費について

□昭和30年(1955) 実験実習費の適正化に向け、収入を伴わない標準実験実習費の支給を要請

□昭和31年(1956) 標準実験実習費が通達されている